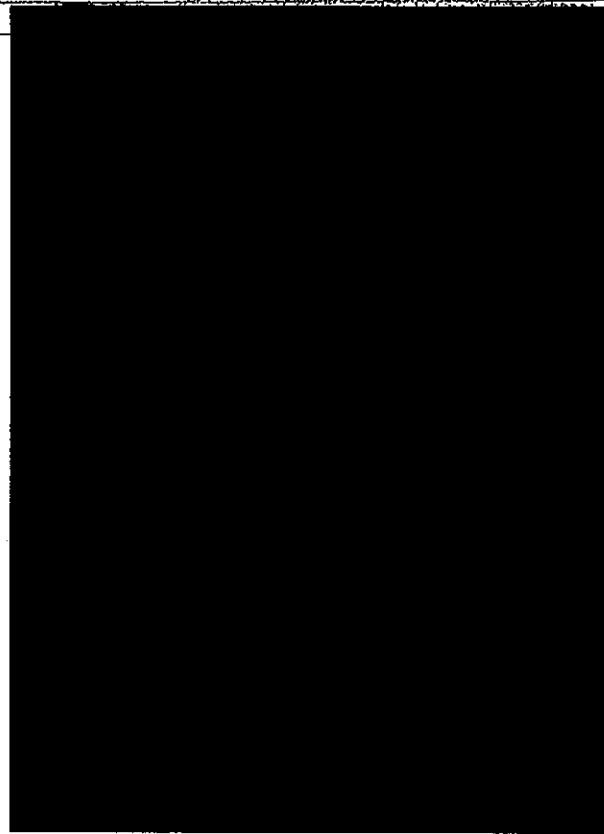
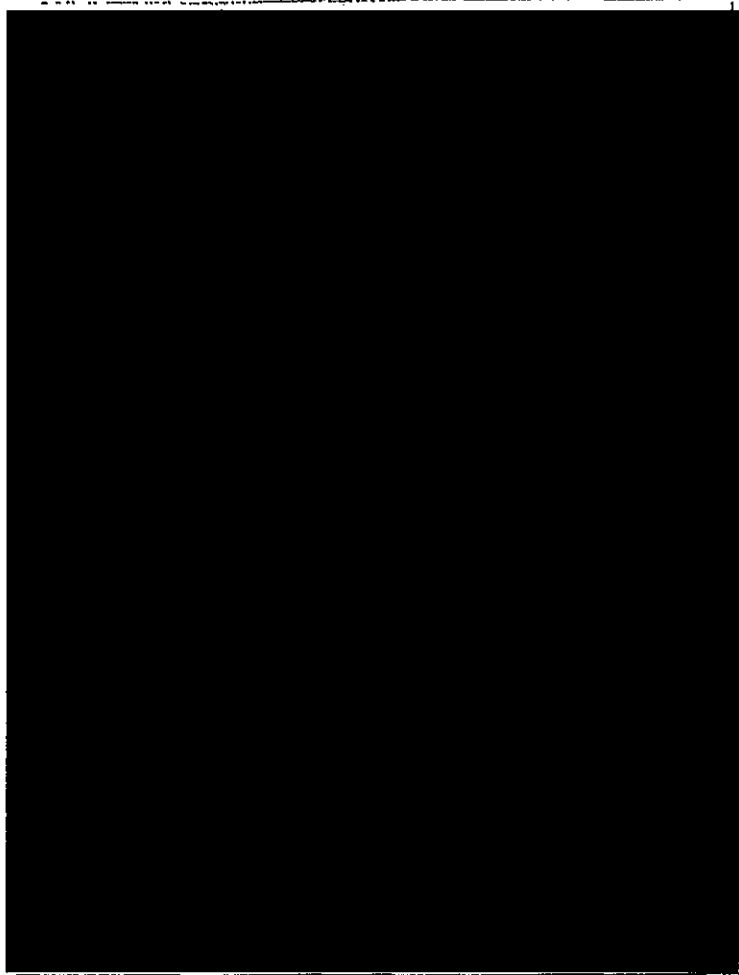


付



支払年月日	使用目的	主催者・取扱者			
11. 5. 20	衆議院若松謙維議員他3名との意見交換 (プロラタ)	小林公使			
設宴年月日	客側	主人側	計	場所	
11. 4. 30	夕食 4名	4名	計 8名	シロ礼	

非ODA支払額	US\$	239.81
ODA支払額	US\$	160.43
支払額合計	US\$	400.24
証拠書		2枚

在外公館  
報償費・政府開発援助報償費

証番号  
[Redacted]

付



支払年月日	使用目的	主催者・取扱			
11. 5. 20	衆議院若松謙維議員他3名との意見交換 (プロラタ)	小林公使			
設宴年月日	客側	主人側	計	場所	
11. 4. 30	夕食 4名	4名	計 8名	計	

239.81  
160.43  
400.24

→ 枚

証番号



公使  
 総務公使  
 会計班

所属 協会 班長  
 起案者 策山

平成 11 年 4 月 30 日起案  
 平成 年 月 日 決裁

### 設宴決裁書

今般、下記により設宴を致したく、決裁を仰ぎます。

#### 記

- 1 : 目的 日米国会議員会館参加議員のための小林公使主催昼食会
- 2 : 日時場所 平成 11 年 4 月 30 日 昼食 夕食  
 於: シトロネル

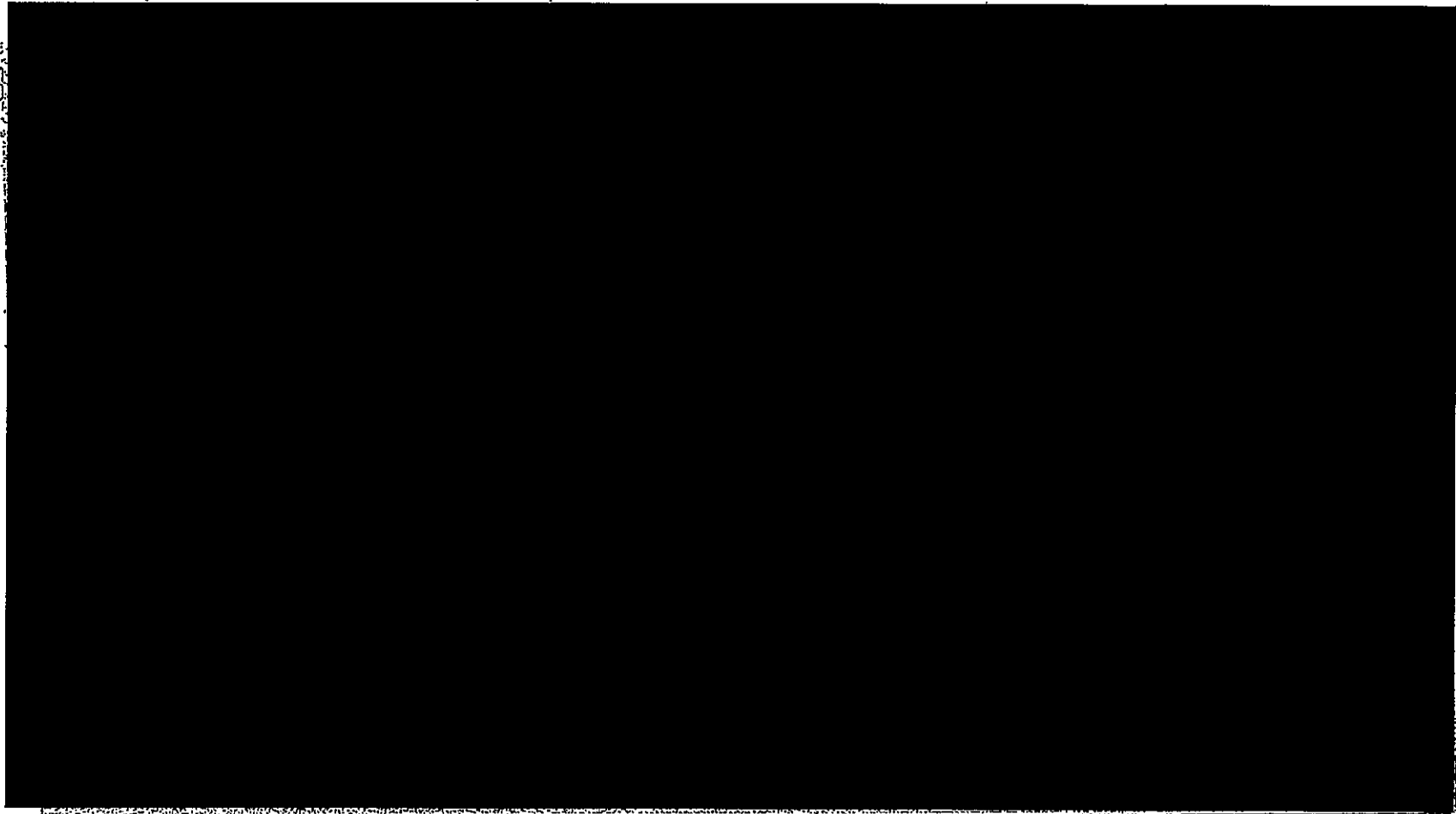
#### 3 : 出席者

	所属	肩書	氏名
主人	特命全権公使		小林 秀明 ✓
客側	衆議院	議員	若松 緑雄 ✓
	々	々	上田 勇 ✓
	々	々	山中 輝子 ✓
館側	協会班	公使 一名書記官 二名	奥山 紀彦 田川 健彦 山 8 計 8 名

4 : 費用概算 @ \$ 400.24

5 : 小切手支払先 

- 注意 : 1. 予算の都合上設宴は節約すること  
 2. 概算予算はなるべく正確な額を計上すること  
 3. 設宴は原則として決裁を得た上で実施すること



支払年月日	使用目的				主催者・取扱者	
11. 5. 19	衆議院村井仁議員他13名との意見交換 (プロラタ)				奥田公使	
設宴年月日	客側	主人側	計	場		
11.5.3	夕食 14名	7名	計21名	メルブス		

非ODA支払額	US\$	497.21
ODA支払額	US\$	332.63
支払額合計	US\$	829.84
証拠書		2枚

在外公館  
報償費・政府開発援助報償費

証番号  
[Redacted]

公使  
 総務公使  
 会計班

所属 議会議長  
 起案者 根田

平成 11 年 4 月 30 日起案  
 平成 年 月 日決裁

設宴決裁書

今般、下記により設宴を致したく、決裁を仰ぎます。

記

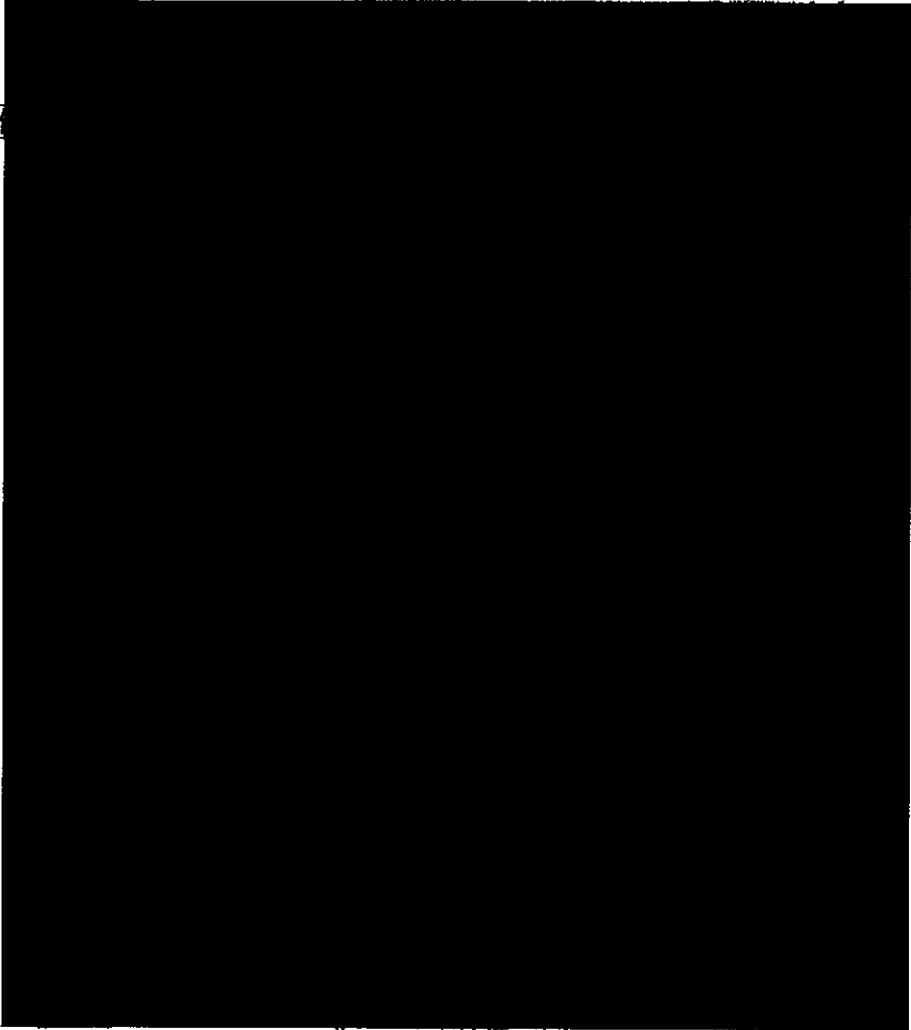
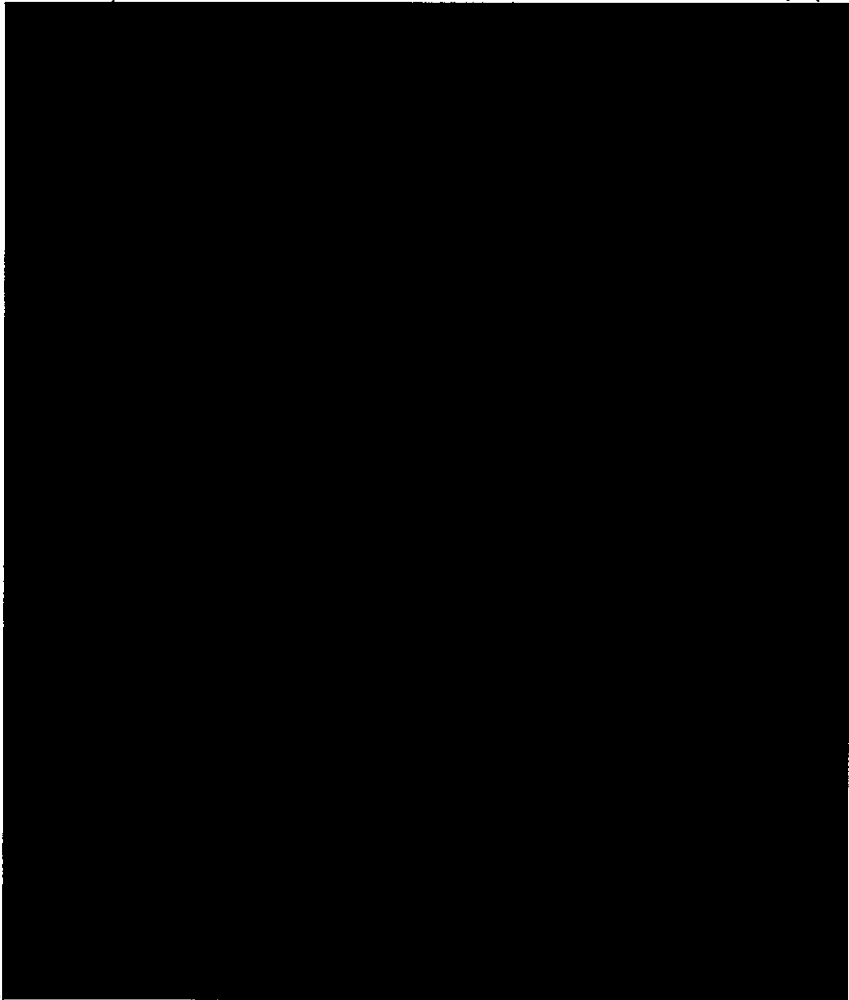
- 1 : 目的 日米国会議員会議参加議員のための奥田公使主催昼食会
- 2 : 日時場所 平成 11 年 5 月 3 日 (昼食) 夕食
- 於: ホテルズ

3 : 出席者

	所属	肩書	氏名
主人	公使		奥田 紀宏
客側	衆議院	議員	村井 仁
	衆議院	議員	野坂 功 統
	"	"	小野 次健
	"	"	杉本 正一
衆議院	議員	議員	小池 隆子
	"	"	池田 香
	"	"	松本 雅子
館側	議会議務班	一等書記官	山本 信彦
	政務班	参事官	川山 樹 計

- 4 : 費用概算 @ 40,00 @ 840,00
- 5 : 小切手支払先

- 注意 : 1. 予算の都合上設宴は節約すること  
 2. 概算予算はなるべく正確な額を計上すること  
 3. 設宴は原則として決裁を得た上で実施すること



支払年月日	使用目的		主催者・取扱者		
11.10.5	東京アメリカン招聘議員団との米 国事情に関する意見交換 (プロラタ)		藤田 (氏)		
設宴年月日	客	主	計	場	
11.9.12	昼食 3名 側	人 2名 側	計 5名	場 東京・ホテル 所 179VW	

非ODA支払額	US\$	206.71
ODA支払額	US\$	138.29
支払額合計	US\$	345.00
証拠書		3枚

在外公館  
報償費・政府開発援助報償費

証番号  
[Redacted]

# 秘密指定解除

公文書監理室

館長  
次席公使  
総務公使  
(出納官更)  
会計担当者

秘

主管 総務 班長  
起案者名 有安 洋樹  
平成 11 年 9 月 10 日 起案  
平成 年 月 日 決裁

## 設宴決裁書

下記により設宴することと致したく、決裁を仰ぎます。

### 1. 設宴目的。(具体的に記述)

米國事情ブリーフ及び意見交換

### 2. 日時・場所・様式

(1)日時：平成 11 年 9 月 12 日 場所：The WATERGATE HOTEL, AQUARELLA  
(2)様式：昼食  夕食 自宅 その他 ( )

### 3. 出席者名 「注」出席者が多数の時は出席者リストを別添する。

館側		客側	
	氏名	肩書・所属名	氏名
主催者名	奥田 紀宏	衆議院議員	山中 燦子
同席者名	有安 洋樹	"	河野 太郎
	2 名		3 名

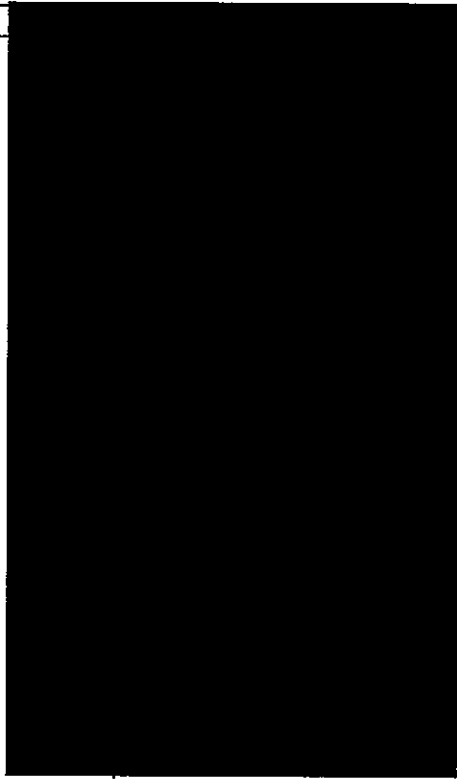
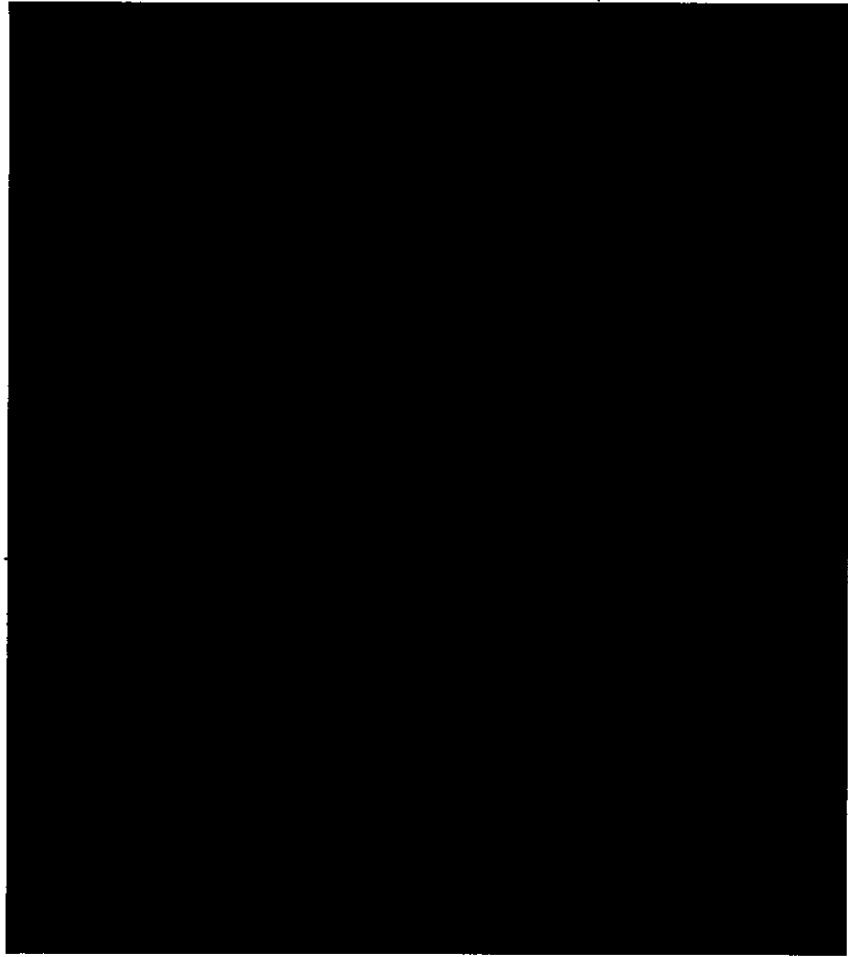
### 4. 所要額及び支払方法

(1)所要額(概算)： 単価@ \$ 69 × 5 名 = 合計額 \$ 345.<sup>00</sup>  
(2)支払方法： 小切手  クレジット・カード  現金  請求払い   
(支払先 )

### 5. その他

- (1)予算の都合上設宴は節約すること。
- (2)概算予算はなるべく正確な額を計上すること。
- (3)設宴は事前に決裁を得た上で実施すること。
- (4)所要額が規定限度額を超過した場合には私費負担すること。

付



支払年月日	使用目的			主催者・取扱者		
11. 9. 30	東京アフリカセンター招聘若手議員団との米国情勢に関する意見交換 (プロラタ)			経母会)		
設宴年月日	客側	主人側	計	場		
11. 9. 15	(昼) 夕食 5名	6名	計 11名	場所	12号	

非ODA支払額	US\$	624.08
ODA支払額	US\$	417.51
支払額合計	US\$	1,041.59
証拠書		//枚

在外公館  
報償費・政府開発援助報償費

証番号

次頁以下2頁 不開示



館長 7  
公使 傳  
総務公使  
会計班長  
儀典班

主管班：広 文 班長(サイ)  
担当者：山 元 (676) 印  
平成 11 年 9 月 3 日 起案  
平成 年 月 日 決裁

(写：警備(公邸設宴の場合))

### 大使(夫妻)主催設宴に係る高裁案

今般、下記要領にて大使(及び夫人)主催により設宴が行われるところ、右につき、以下のとおり高裁を仰ぎます。

#### 記

1、目的(又は主質)：東京メトロセンター招聘若手国会議員団との懇談。

2、主催者：大使、夫人

3、設宴日時：9月15日(水) 午前(午後)12時30分より

4、場所：於：公邸 その他(レストラン名：  
住所：  
電話：

5、設宴形式：朝食会 昼食会 夕食会  
ビュッフェ レセプション ガクテル  
お茶会

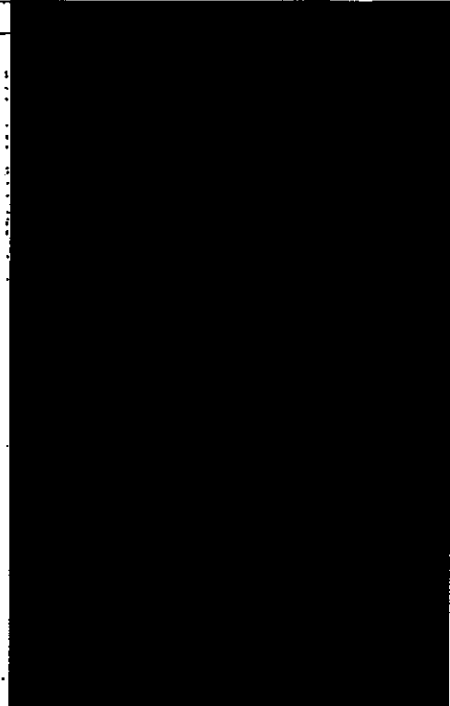
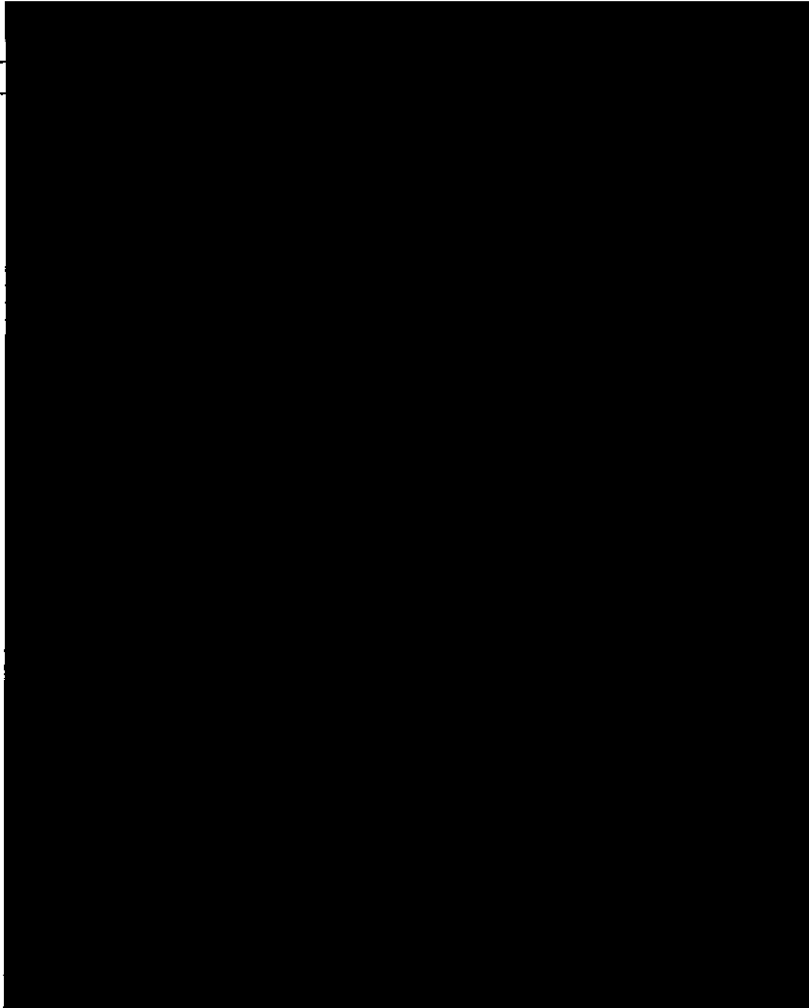
6、出席形式：  
7、服装：

8、先方出席者：浅尾慶一郎 参議院議員  
河野太郎 衆議院議員  
山中樺子 衆議院議員  
古川元久 衆議院議員

9、陪席館員：政務公使、経済公使、議会議事官  
広文参事官、鈴木参事官

(以下レストランの場合)

10、費用概算： ◎ \$  
11、小切手支払先：



支払年月日	使用目的		主催者・取扱者		
11.10.25	衆議院山中アキコ議員他1名との 日米関係全般に関する意見交換 (プロラタ)		小林 (印)		
設宴年月日	客側	主人側	計	場	所
11.9.17	昼食 2名	2名	計 4名	場	所

非ODA支払額	US\$	253.43
ODA支払額	US\$	169.55
支払額合計	US\$	422.98
証拠書		1枚

在外公館  
報償費・政府開発援助報償費

証番号

次頁以下4頁 不開示

秘密指定解除  
公文書監理室

秘

~~館長~~  
~~次席公使~~  
総務公使  
(出納官吏)  
会計担当者

主管 義典 班長  
起案者名 伊藤  
平成 11年 9月 16日 起案  
平成 年 月 日 決裁

設宴決裁書

下記により設宴することと致したく、決裁を仰ぎます。

1. 設宴目的 (具体的に記述)

山中議員との日米関係に関する意見交換

2. 日時・場所・様式

(1) 日時: 平成 11年 9月 17日 / 場所: 小林公使邸  
(2) 様式: 昼食 夕食、自宅 その他 ( )

3. 出席者名 「注」出席者が多数の時は出席者リストを別添する。

館側		客側	
	氏名	肩書・所属名	氏名
主催者名	<u>小林 秀 明</u>	<u>衆議院議員</u>	<u>山中 マキコ</u>
同席者名	<u>有安 書記官</u>		
	<u>2</u> 名		<u>2</u> 名

4. 所要額及び支払方法

(1) 所要額 (概算) : 単価@ \$ 106 × 4 名 = 合計額 \$ 422.98  
(2) 支払方法 : 小切手 クレジットカード 現金 請求払い  
(支払先 [Redacted])

5. その他

- (1) 予算の都合上設宴は節約すること。
- (2) 概算予算はなるべく正確な額を計上すること。
- (3) 設宴は事前に決裁を得た上で実施すること。
- (4) 所要額が規定限度額を超過した場合には私費負担すること。

食料 391  
雑費 311  
計 422.98